

明日 への 話題

公共財としての 会計基準



日本取引所自主規制法人理事長
(IFRS財団トラスティ)

さとう たかふみ
佐藤 隆文

非競争性と排除不可能性。耳馴れない言葉だが公共財の持つ特性として必ず挙げられる。非競争性は、利用者の数が増えても、財の供給に追加的なコストがかからない、ないし便益が低下しないことを指す。排除不可能性とは、受益者を特定の範囲に限定できず、ただ乗りを排除できないことである。道路は公共財の性格を持つが、渋滞という形で競争性が顕在化するし、有料化により排除が可能となる。これに対し国防や外交は、当該国の国民にとって競争性がなく、またその効果から排除される可能性もほぼないので、純粋公共財の典型例として挙げられる。

さて考えてみると、目に見えない社会的な知的資産の多くも、実は純粋公共財に近い。会計基準は、そもそも共同使用が前提とされており、競争性がなく、排除可能性も低い。共通の基準が広く使われることにより、企業の財務報告に一貫性と比較可能性をもたらし、資本市場の透明性と公正性を支える重要なインフラとなる。

ただし、このことは同一の法域内でしか自明とは言えないのかもしれない。会計基準の今日的課題は、経済活動のグローバル化に対応しうる国境を越えた共同使用の実現であり、世界で複数の基準が併存している現実への対処である。つまり、会計基準は「国際公共財」へと変貌しつつあり、それゆえの試練に直面しているとも言える。「単一の高品質なグローバル基準」は、2008年のG20サミットで国際的にコミットされているが、実現への道りは平坦ではない。日米欧の現状をあえて大雑把に対比すれば、EUではIFRS（国際財務報告基準）が強制適用、米国では（外国企業を除き）米国基準が強制適用、日本では日本基準・IFRS・米国基準・修正国際基準から選択可能、という構図である。IASB（国際会計基準審議会）及びIFRS財団は、IFRSの策定・制定とその普及を使命とする国際機関であるが、その活動に要する費用をどう分担するか、という公共財に不可避の問題にも直面している。

世界の暦は太陽暦に統一されており、太陰暦は脇役として、潮の満ち引きや年中行事の到来を告げる拠り所になっている。他方、度量衡の世界では、国際標準であるメートル法に対し、米国を中心にヤード・ポンド法がなお幅を利かせている。10年後あるいは50年後の会計基準の勢力図がどうなっているかは予断を許さない。